平成２５年（フ）第４０２号
大阪府泉佐野市笠松１丁目７番55―７号、破産手続開始決定時の住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の287（前々住所）大阪府泉佐野市上町３丁目３番１―1003号
破産者　松岡　洋介
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
大阪府岸和田市摩湯町680番地の１　ラフィーネＭＡＹＵ・Ａ棟101号、開始決定時の住所大阪府和泉市黒鳥町２丁目８番45号
破産者　中岸　篤史
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
大阪府和泉市いぶき野３丁目１番２―208号
破産者　有限会社吉村組
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
大阪府岸和田市上野町西７番８号
破産者　有限会社網中牛乳店
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８９６号
札幌市中央区南１条西８丁目20番地１
破産者　株式会社北進企画
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４７号
札幌市北区新川３条３丁目３番35―913号
破産者　有限会社宮下水産
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
福島県いわき市植田町横町36番地の１
破産者　株式会社市川通信
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９２０号
さいたま市岩槻区城町２丁目６番62号
破産者　日本サービック株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県習志野市屋敷５丁目１番14号
破産者　株式会社リブライズ
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
千葉市美浜区高洲１丁目16番41号　コルテージア303号
破産者　今井　あゆ
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２１号
千葉県市川市大洲１丁目17番17号
破産者　吉田フジ子
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
川崎市中原区木月２丁目21番４号
破産者　有限会社中内製版
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
川崎市麻生区百合丘１丁目１番11号
破産者　株式会社串坊主
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
静岡市清水区尾羽179番地の２
破産者　カネショウ水産株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７３号
愛知県あま市甚目寺五位田128番地
破産者　ＮＡＭＵＥマーケティング株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７５号
名古屋市北区楠４丁目1007番地
破産者　株式会社ピーエム
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
島根県出雲市今市町259番地１
破産者　協同組合出雲ショッピングセンター
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
松江市東出雲町錦新町３丁目５番４―105号
破産者　安達　アナメイ　アラゴンこと　ＡＤＡＣＨＩ　ＡＮＡＭＡＹ　ＡＲＡＧＯＮ
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
島根県安来市広瀬町石原357番地７―１―111、住民票上の住所島根県安来市広瀬町石原357番地７
破産者　山田　武彦
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県阿久根市赤瀬川591番地３
破産者　有限会社共和設備
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2726番地の１
破産者　松田株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第３４号
（最後の住所）北海道室蘭市高砂町５丁目１番14号
破産者　亡大場一雄相続財産
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係